

議案第129号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年9月5日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条の5第1号中「寄附金」の次に「並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加え、同条第2号中「及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3」を削る。

第30条第1項を次のように改める。

市民税の納税義務者は、法第317条の2第1項若しくは第2項の規定によって提出すべき前条第1項に規定する申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第3項若しくは第4項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。

第32条第1項中「ものが」を「ものは、」に改め、「、その者に対し」を削り、「30,000円」を「100,000円」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第52条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改め、同条第2項中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

第54条第1項中「ものが」を「ものは、」に改め、「、その者に対し」を削り、「30,000円」を「100,000円」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第71条中「売主が」を「売主は、」に改め、「、その者に対し」を削り、「30,000円」を「100,000円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から10日以内とする。

第79条から第81条までを削り、第78条を第79条とし、同条の次に次の2条を加える。

#### 第80条及び第81条 削除

第77条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第78条 たばこ税の納税義務者は、正当な事由がなくて前条に規定する申告書を法第473条第1項又は第2項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から10日以内とする。

第93条の2の8を削り、第93条の2の7を第93条の2の8とする。

第93条の2の6第1項中「ものが」を「ものは、」に、「事由」を「理由」に改め、「、その者に対し」を削り、「30,000円」を「100,000円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条を第93条の2の7とする。

第93条の2の5を第93条の2の6とし、第93条の2の4の次に次の1

条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第93条の2の5 特別土地保有税の納税義務者は、正当な事由がなくて前条に規定する申告書を法第599条第1項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から10日以内とする。

第93条の2の13中「第93条の2の7」を「第93条の2の8」に改める。

第93条の12第2項中「前項に規定する」を「前項の規定に準じて」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第93条の12の2 事業所税の納税義務者は、正当な事由がなくて前条に規定する申告書を法第701条の46第1項若しくは第3項又は法第701条の47第1項若しくは第3項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から10日以内とする。

第93条の14の見出し中「事業所税」の次に「の賦課徴収」を加え、同条第1項中「者が」を「者は、」に、「、申告」を「申告」に改め、「、その者に対し」を削り、「30,000円」を「100,000円」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第93条の16第1項中「ものが」を「ものは、」に、「事由」を「理由」に改め、「、その者に対し」を削り、「30,000円」を「100,000円」に、「を科する」を「に処する」に改める。

附則第12項及び第13項中「第93条の2の7」を「第93条の2の8」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

2 改正後の条例第23条の5の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する同条各号に掲げる寄附金について適用する。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成20年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新条例」を「川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成23年川崎市条例第 号）による改正後の条例」に、「第41条の18の3」を「第78条第3項」に、「第41条の18の3並びに」を「第78条第3項及び」に改める。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の川崎市市税条例の一部を改正する条例附則第6項の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、過料の上限を引き上げること等のため、この条例を制定するものである。